

## 第 1 6 7 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 7 年 1 月 2 0 日 (月) 午前 1 0 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 7 年 1 月 2 0 日 (月) 午前 9 時 4 4 分
- 3 閉会の日時 令和 7 年 1 月 2 0 日 (月) 午前 1 0 時 4 7 分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号 岡山市東区役所 3 階 多目的ホール
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別

出席 9 名 欠席 1 名

	氏 名	出欠の別		氏 名	出欠の別
会長 (1)	浮田 孝允	出	5	岡本 岩男	出
職務代理者 (7)	岸本 博	出	6	奥田 哲也	出
2	大森 美也子	出	8	串田 修	出
3	大森 勇二	出	9	今東 徳雄	欠
4	岡本 五樹	出	1 0	雪本 泰嗣	出

### 6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員 中区協議会副会長 高畑 文正

東区協議会長 岡崎 章二

事務局 担当局長 吉澤 史郎 参事 今村 正樹

農地担当課長 竹田 了久 主幹 佐藤 孝司

担当課長補佐 逢坂 篤之 主査 浦上 和彦

担当係長 藤村 博之 主事 森上 諒佑

### 7 傍聴者 0 名

### 8 議 題

#### 第 1 号議案 農地関係申請等について

申 請 等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について

(2) 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について

(3) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について

(4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (所有権の移転)

(5) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について

報 告 (1) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届について

(2) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について

(3) 農地法施行規則第 2 9 条第 1 号該当転用届について

(4) 農地改良届について

#### 第 2 号議案 農政関係等について

(1) 農政関係等について

(2) その他

9 議事録署名委員の氏名

3番 大森 勇二

6番 奥田 哲也

10 議事の内容

議長 みなさんご苦勞様です。それでは、ただいまから第167回岡山市第二農業委員会総会を開会します。本日の欠席は1名です。

本日の議事録署名委員を指名します。

3番 <sup>おおもり</sup>大森 <sup>ゆうじ</sup>勇二 委員、6番 <sup>おくだ</sup>奥田 <sup>てつや</sup>哲也 委員 にお願ひします。

それでは議案の審議の前に、議案の訂正等がありますか。

浦上主査 議案の訂正があります。

「第167回 岡山市第二農業委員会総会議案の訂正等」をご覧ください。

第1号議案 申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請について、2ページ東区11番は1月15日付けで、同じく16番は1月9日付けで、それぞれ取り下げとなりました。

第1号議案 申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請について、5ページ中区10番は1月17日付けで取り下げとなりました。

以上です。

議長 それでは、申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

森上主事 1ページ1番、2番は、受人が同一のため同時に説明します。いずれも増反による所有権移転です。受人は現在、約3.4ヘクタール耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

3番、増反による所有権移転です。受人は現在、約38アール耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、増反による所有権移転です。受人は現在、約13アール耕作しており非耕作地はありません。営農計画書によると、以前から隣接する所有農地で耕作をしており、この度、新たに申請地を取得するものです。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、借入地の取得(離作補償)による所有権移転です。受人は現在、13.02㎡耕作しており非耕作地はありません。営農計画書によると、以前から申請地を借りて耕作をしており、この度、所有権を取得するものです。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

議 長 中区協議会の協議の模様を高畑副会長さん、ご報告お願いします。

高畑推進 1番から5番までの5件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見  
委 員 となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長 中区協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。  
全 員 ありません。

議 長 次に、事務局から東区の説明をお願いします。

浦上主査 1ページ6番、新規農による所有権移転です。営農計画書によると、農地所有者  
である伯母が高齢で営農継続が困難となったことから譲渡の申し出があり、取得後  
は伯母の指導を受けながら、これまでどおり野菜畑として利用し、収穫物は自家消  
費をする予定です。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、  
地域との関係のみても問題がないことから許可要件をすべて満たしていると考えま  
す。

7番、増反による所有権移転です。受人は現在、約3.3ヘクタール耕作してお  
り、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、  
技術、地域との関係のみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしている  
と考えます。

8番、増反による所有権移転です。受人は備前市に在住で、現在、備前市内で約  
30アール耕作しており、非耕作地はありません。申請地のうち、富崎■■■■番は  
農地利用不可能との判定になっていますが、農地へ再生し、他の申請地とともに全  
て野菜畑として利用する予定です。取得後のすべての農地を利用すること、機械、  
労働力、技術、地域との関係のみても問題がないことから、許可要件をすべて満た  
していると考えます。

9番、増反による所有権移転です。受人は瀬戸内市に在住で、現在、岡山市内で  
約5.7ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地  
を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係のみても問題がないことから、  
許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、新規農による所有権移転です。受人、渡人ともに瀬戸内市在住です。営  
農計画書によると、受人は、1年前から申請地の耕作を手伝ってきましたが、渡人  
が高齢で営農継続が困難となったことから譲渡の申し出があり、今後10年程度、  
渡人の指導を受けながら、これまでどおり野菜畑として利用し、収穫物は自家消費  
をする予定です。なお、瀬戸内市の自宅からの通作距離が800メートルであり、  
今後の営農に支障はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労  
働力、技術、地域との関係のみても問題がないことから許可要件をすべて満たして  
いると考えます。

2ページ11番は、1月15日付けで取り下げとなりました。

12番、新規農による所有権移転です。営農計画書によると、会社員である渡人

は、申請地を口約束で貸して、農業者が耕作をしていましたが、その耕作者が高齢で営農継続が困難となったことから、今回、受人へ譲渡の申し出があったものです。取得後は知人であるJA岡山西大寺営農センター職員の指導を受けながら、申請地全てをいちじく畑として利用し、収穫物は自家消費をするとともに販売をすることも予定しています。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係のみても問題がないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、増反による所有権移転です。受人は現在、約9.1アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係のみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、15番は、受人が同一のため同時に説明します。いずれも増反による所有権移転です。受人は現在、約3.3ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係のみても問題がないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番は、1月9日付けで取り下げとなりました。以上です。

**議長** 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告をお願いします。

**岡崎推進委員** 取り下げの11番、16番を除く、6番から10番及び12番から15番までの9件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

**議長** 東区協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。  
**全員** ありません。

**議長** それでは、申請等(1)は、11番、16番を除く、1番から16番までの14件を許可と決定してよろしいか。

**全員** よろしい。

**議長** それでは、そのように決定します。

次に、申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

**森上主事** 3ページ1番、令和3年10月15日付で農振除外済みの案件です。

申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は貸露天駐車場で、現在、一時転用中の案件です。

申請人は、高島幼稚園が高島小学校駐車場へ移転することに伴い、職員の駐車場が不足したため、高島小学校から貸駐車場としての提供要望があり、令和元年5月20日付けで農地法第4条一時転用許可を受けています。現在まで露天駐車場として使用していますが、許可期間の満了に伴い、引き続き露天駐車場として利用するため永久転用許可を受けるものです。なお、一時転用期間が経過しており、顛末書

が添付されています。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議長 中区協議会の協議の模様を高畑副会長さん、ご報告をお願いします。

高畑推進委員 1番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 中区協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等(2)は、1番の1件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

次に、申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

森上主事 4ページ1番、令和6年10月25日付で農振除外済みの案件です。

申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場で所有権を移転します。

受人は、来客時や別居している子供が帰省した際の駐車場の不足しており、また、現在駐車場として使用している場所は、駐輪場として使用する計画であるため、受人の居住する住宅に隣接する申請地を取得し、露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、3番は、敷地を数区画に分けて転用するため同時に説明します。

申請地は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

2番、受人は現在、中区赤田の借家に夫婦で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、妻の勤務先に近く、妻の実家にも近く、お互いに助け合いながら生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

3番、受人は現在、北区久米の借家に家族3人で居住していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増えて手狭になったため、妻の勤務先に近く、通勤に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、申請地は農業振興地域内の農用地であり、永久転用を目的とした露天駐車場としての一時転用です。期間は許可日から3年間です。

受人は、中区倉富で運送業を営む法人ですが、労働時間の規制により、大型車が

必要となり、2025年度からトレーラー車を複数導入予定のため、駐車場を確保する必要があることから、既存の駐車場に隣接する申請地に賃借権を設定し、露天駐車場として一時転用しようとするものです。

農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障を及ぼすおそれがないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番から11番までは、敷地を数区画に分けて転用するため同時に説明します。

申請地は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

5番、受人は現在、香川県東かがわ市の持ち家に夫婦で居住していますが、建物が老朽化したため、息子夫婦の居住地に近く、お互いに助け合いながら生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、持ち家は、新居完成後に売却予定です。

6番、受人は現在、東区金岡西町の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、勤務先に近く、子どもの面倒をみやすい申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

7番、受人は現在、南区郡の借家に夫婦で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、勤務先に近く、実家にも近く、お互いに助け合いながら生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

8番、受二人は親子関係にあります。

受入（父）は現在、真庭市上水田の実家に、妻、子ども一人及び両親とともに5人で居住していますが、受入（父）が岡山市中区平井七丁目への転勤が決まり、これを機に、受入（息子）家族と同居することを決め、<sup>てんきんさき</sup>転勤先に近い申請地に受入（息子）と共同で自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、真庭市の実家には、両親と子ども一人が住み続けます。

また、受入（息子）は現在、北区久米の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、勤務先に近く、同居を始める両親と助け合いながら生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

9番、受人は現在、中区高島新屋敷の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、妻の勤務先に近く、子どもの面倒をみやすい申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

5ページ10番は、1月17日付けで取り下げとなりました。

11番、受人は現在、中区湊の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、妻の実家に近く、お互いに助け合いながら生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除

計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12番、令和6年10月25日付で農振除外済みの案件です。

申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

受人は現在、中区江崎の受人が営むクリニックの二階の借家に夫婦で居住していますが、高齢となり将来を考慮した結果、このまま借家に住み続けるのではなく、持ち家を確保したいと考えるようになり、クリニックに近く生活環境を変えずに生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番、14番は、敷地を数区画に分けて転用するため同時に説明します。

申請地は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

13番、受人は現在、中区四御神の借家に夫婦で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、夫の勤務先に近く、現住居にも近く生活環境を変えずに生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

14番、受人は現在、南区福成一丁目の借家に夫婦で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、夫の勤務先に近く、通勤に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

15番、令和6年4月19日付で農振除外済みの案件です。

申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場で所有権を移転します。

受人は、中区倉富に事務所を置き自動車分解整備業を営む法人ですが、申出地隣接にグループ会社が新たな物流拠点を開設予定であり、故障車両をすみやかに診断し、原因を特定できる利便性があることから、業務の効率化をはかるため申請地を取得し、故障車両を置く露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積については、大型トラック33台分の駐車場の計画であり、妥当な面積と判断されます。また、被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

6ページ16番から19番までは、敷地を数区画に分けて転用するため同時に説明します。

令和6年10月25日付で農振除外済みの案件です。

申請地は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

16番、受人は現在、中区賞田の借家に家族7人で居住していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増えて手狭になったため、現住居に近く生活環境を変えずに生活でき、妻の勤務先にも近く、家事、仕事、育児の共立がしやすい申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

17番、受人は現在、備前市伊部の借家に家族3人で居住していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増えて手狭になったため、申請人や妻の勤務先に近く、通勤に便利で、家事、仕事、育児の共立がしやすい申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

18番、受人は現在、中区西川原の借家に、家族3人で居住していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増えて手狭になったため、妻の勤務先に近く、通勤に便利で、現住居にも近く生活環境を変えずに生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

19番、受人は現在、中区四御神の借家に家族3人で居住していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増えて手狭になったため、妻の勤務先に近く、通勤に便利で、現住居にも近く生活環境を変えずに生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

20番、申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

受人は現在、中区湊の借家に夫婦で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、妻の勤務先に近く、通勤に便利で、夫の実家にも近くお互いに助け合いながら生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

- 議 長 中区協議会の協議の模様を高畑副会長さん、ご報告お願いします。
- 高畑推進 取り下げの10番を除く、1番から20番までの19件について審議した結果、
- 委員 事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。
- 議 長 中区協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。
- 全 員 ありません。
- 議 長 それでは、申請等(3)は、10番を除く、1番から20番までの19件を許可と決定してよろしいか。
- 全 員 よろしい。
- 議 長 それでは、そのように決定します。
- なお、15番は、転用面積が3000平方メートルを超えていますので、1月28日の県農業会議に諮問し、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。

次に、申請等（４）岡山市農用地利用集積計画しゅうせきの決定について（所有権の移転）を審議します。事務局から説明をお願いします。

浦上主査 申請等（４）（所有権の移転）については、７ページ１番から３番までの３件です。農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、いずれも農地の所有者から財団への所有権移転です。中区の案件はありません。

以上の計画内容は、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられ、東区協議会では原案どおり決定意見となっています。以上です。

議長 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 ありません。

議長 長 それでは、申請等（４）岡山市農用地利用集積計画しゅうせきの決定について（所有権の移転）は、原案のとおり決定とします。

次に、申請等（５）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届出について、事務局から説明をお願いします。

浦上主査 申請等（５）については、８ページ１番から１２ページ２番までの２２件で、権利取得の事由は、相続が２０件、遺贈が２件、権利の種類はすべて所有権で、内容はご覧のとおりです。あっせん等の希望はありません。各地区協議会では、すべて受理意見となっています。以上です。

議長 長 ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議長 長 それでは、申請等（５）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届出については、１番から２番までの２２件を受理と決定します。

次に、報告について、事務局から説明をお願いします。

浦上主査 報告（１）農地法第５条第１項第６号の規定による転用届については、１３ページ１番から３番までの３件で、転用目的は、分譲住宅地等２件、一般住宅建築１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については、１４ページ１番から１５ページ１番までの１２件です。解約理由は、転用目的が５件、耕作目的が７件で、離作料は記載のとおりです。

報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、１６ページ１番から４番までの４件で、内容は、農業用倉庫３件、農作業車駐車場 兼 農業用資材置き場１件です。

報告（５）農地改良届については、１７ページ１番から３番までの３件です。内容は、普通野菜畑２件、育苗圃１件です。

以上です。

議長 長 これらの報告について、ご質問はありませんか。

全 員 ありません。

議長 何もないようでしたら、以上で第1号議案、農地関係申請等は終了します。  
事務局長 続きまして第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。  
議長 第2号議案について資料に従い説明 … 今村参事  
議長 第2号議案、農政関係等について事務局から説明がありました。これについて委員の方から何かご意見はありませんか。  
全員 ありません。  
議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。  
議長 最後に何かご意見等がありますか。  
全員 ありません。  
岸本職務代理者 それでは、他にご意見等がなければこれで終わりにしたいと思います。  
代理者 本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。  
代理者 これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前10時47分

以上の議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議長

署名委員

署名委員